



令和7年度 和歌山県会計年度任用職員（児童虐待緊急対応員） 任用試験 案内

(問い合わせ先) 和歌山県中央児童虐待相談所

〒641-0014 和歌山市毛見1437-218

総務企画課：TEL 073(445)5311(直通)

1 受付期間・試験日時・試験会場・合格発表

受付期間	郵送による受付 令和8年1月31日(土)～令和8年2月5日(木) 【必着】※持参による受付は行いません。
試験日時	令和8年2月10日(火)午前9時30分～
試験会場	中央児童相談所 2階会議室
合格発表	令和8年2月12日(木) ※ 合格者に電話連絡します。
試験実施機関	中央児童相談所

2 任用予定人数・勤務場所・主な業務内容

任用予定人数	勤務場所	主な業務内容
2名	和歌山県中央児童相談所	<ul style="list-style-type: none">・児童虐待に関する相談業務・児童の安全確認のための家庭訪問業務・児童家庭等の調査業務・緊急受理及び処遇決定会議のための資料作成等業務・その他、児童虐待対応に関する業務

3 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する者

- (ア) 児童福祉司たる資格を有する者
(イ) 保育士資格を有する者
(ウ) 学校教育法第1条に規定する学校において、2年以上教員として職務に従事した者
(エ) 2年以上警察官として職務に従事した者
(オ) 社会福祉法で定める第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業のうち児童福祉法に規定する事業に2年以上従事した者

※受験資格の内容に虚偽の申告がある場合は受験及び任用が無効になります。

また、最終合格発表後に職務経験期間等を証明する書類の提出を求めます。

(2) 次のいずれかに該当する人は受験できません。（地方公務員法第16条に規定する人）

- (ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの
(イ) 和歌山県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
(ウ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4 試験等の方法及び内容

面接試験：人物、能力、性格等についての個別面接

5 勤務条件等

任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※勤務成績等により3回まで再度の任用が可能（最長4年間）。
------	--

勤務形態	週4日（月～金のうち指定する4日間） 午前9時45分から午後5時45分まで（休憩1時間）
給料	<p>○給料日額 8,785 円～ 10,661 円 ※職務の経歴に応じ、報酬額が異なります。 ※上記報酬額は地域手当相当額を含みます。</p> <p>○費用弁償(通勤費相当分) 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の定めに従い支給 (1月当たり150,000円が限度)</p> <p>○期末手当、勤勉手当 期末手当：年2回（6月、12月）に計2.525月分支給 勤勉手当：年2回（6月、12月）に計2.125月分支給 ※報酬等の内容は、今後条例の改正に伴い変更する可能性があります。</p>
福利	健康保険、厚生年金保険、雇用保険
休暇	<p>○年次有給休暇 勤務年数に応じ付与（採用1年目の場合は7日）</p> <p>○特別休暇 忌引休暇等</p>
服務	地方公務員法の規定による。（守秘義務、職務専念義務 等）

6 試験結果の情報提供について

この試験の結果については、受験者本人の申し出により情報提供を受けることができます。
 情報提供を希望する人は、以下により受験者本人が本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、中央児童相談所に申し出てください。

情報提供の対象者	内容	期間
受験者	総合得点及び 総合順位	合格発表の日から1月間 （土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する日を除く。） 午前9時（期間の初日は合格発表後）から 午後5時45分まで

7 受験手続及び受付期間

配布場所	中央児童相談所
申込方法	下記の申込書類を、下記の申込先へ郵送により申し込んでください。 ※必ず簡易書留郵便とし、封筒の表に「受験申込み」と朱書きしてください。これ以外による不着の問題につきましては、一切対応しかねます。
申込書類	○履歴書 1通 ※ 必要事項を記入の上、写真を貼付したもの ○職務経歴確認票
申込先	宛 先：〒641-0014 和歌山市毛見1437-218 中央児童相談所 電 話：073（445）5311
受付期間	令和8年1月31日（土）～令和8年2月5日（木）【必着】

(注) この任用試験において取得した個人情報は、職員任用試験及び任用に関する事務以外の目的には使用しません。また受験に際し提出された書類は、中央児童相談所において一定期間保管後、速やかに安全かつ適切な方法で廃棄します。